

「川崎市SDGsプラットフォーム」分科会運営要領

1 目的

かわさきSDGsパートナー及びかわさきSDGsゴールドパートナー（以下「パートナー」という。）の間で、SDGsの達成に向けた課題の検討や知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討などを行うことを目的として、分科会を設置する。

2 分科会の提案

分科会の提案は、パートナー、川崎市SDGsプラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）、コアメンバー及び川崎市の組織が行うことができる。

3 提案方法

- (1) 分科会の設置を希望する者（以下「提案者」という。）は、「川崎市SDGsプラットフォーム分科会活動計画書」（第1号様式）を作成し、事務局に提案を行う。
- (2) 前号により提案を受けた事務局は、当該第1号様式の内容を確認し、パートナーに向けて分科会の参加へ呼び掛けを行う。

4 分科会の設置

- (1) 分科会は、参加者が集まり、分科会設置への合意が図られたのち、「川崎市SDGsプラットフォーム分科会活動計画書」（第1号様式）の内容を更新し、事務局に再度提出するものとし、事務局からの確認連絡をもって分科会が設置されたものとする。
- (2) 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。
- (3) 年度を超えて設置期間の延長を希望する場合、第7項第1号に規定する分科会長は、延長希望の旨を事務局に申し出るものとする。
- (4) 分科会の活動内容に変更が生じた場合、第7項第1号に規定する分科会長は、「川崎市SDGsプラットフォーム分科会活動計画書」（第1号様式）の内容を更新し、速やかに事務局に提出するものとする。

5 活動報告

分科会は、当該年度末までに「川崎市SDGsプラットフォーム分科会活動報告書」（第2号様式）を作成し事務局に提出するものとする。ただし、事務局が認めた場合はこの限りではない。

6 メンバー

- (1) 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）の募集に当たっては、設立時を含めパートナーに対して十分な告知を行うものとし、パートナーの当該分科会への参加に

については、当該分科会の参加要件を満たさない場合又は第7項第1号に規定する分科会長が分科会の設立趣旨にそぐわないと判断した場合を除き参加を阻まれない。

- (2) メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。
- (3) メンバーの募集は、設立後も随時行うことができるものとし、分科会の参加希望者は「川崎市SDGsプラットフォーム分科会参加希望書」(第3号様式)を作成し、事務局に提出するものとする。
- (4) 前項により提出を受けた事務局は、当該第3号様式の内容を確認し、希望する分科会の分科会長に提出するものとする。
- (5) 前項により提出を受けた分科会長は、当該第3号様式の内容を確認し、分科会の参加の可否について判断するものとする。これにより分科会のメンバーに変更が生じた場合、分科会長は「川崎市SDGsプラットフォーム分科会活動計画書」(第1号様式)の内容を更新し、速やかに事務局に提出するものとする。
- (6) 分科会には、メンバーの合意により、必要に応じて、パートナー以外の者を参加させることができる。

7 役員

- (1) 分科会に、分科会長1名を置く。
- (2) 分科会には、メンバーの合意により、必要に応じて、副分科会長その他の役員を設置することができる。
- (3) 分科会長は、分科会を代表し、会を運営する。

8 分科会間の情報共有

分科会間の活動状況の共有のため、分科会長は、事務局が設定する情報共有の場に参加するものとする。

9 報酬及び費用

分科会の役員報酬は、無償とする。また、会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、メンバー間での自己負担とする。

10 秘密保持

メンバーは、分科会活動において知得した他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

11 検討成果等の取扱い

- (1) 分科会の活動計画、活動報告及び分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果(以下「検討成果等」という。)は、事務局を通じ、パートナーに共有され、パートナー及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。ただし、検討成果等に、技術的な開発成果等他のパートナーに共有することが望ましくない知見及び情

報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。

- (2) 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、必要に応じて分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月30日から施行する。